

福島市障がい者雇用推進企業認証事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、障がい者の雇用への取り組みを積極的に行う中小企業を認証するために必要な事項を定めることにより、企業の理解と協力に応えるとともに、その認証企業と扱っている商品・サービスを広く公表し、社会的に評価される仕組みをつくり、企業の障がい者雇用の促進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、企業とは、福島市内に本社又は主たる事務所があり、福島市内において常時雇用労働者を有して事業活動を行う法人であって、国および地方公共団体以外のものとする。

(対象企業)

第3条 障がい者雇用推進企業の認証の対象となる企業は、次の各号の要件に該当するものとする。

- (1) 常用雇用従業員数300人以下の企業であること。
- (2) 雇用保険適用事業所であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業を前項で規定する認証の対象としないことができる。

- (1) 過去3年間に、この事業の趣旨を逸脱するような反社会的な行為を行った企業。
- (2) 過去3年間に、自己の責めに帰すべき事由により労働災害を起こした企業。
- (3) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正な手段により認証を受けようとした企業。
- (4) 福島市暴力団排除条例（平成24年福島市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業。

(認証基準)

第4条 市長は、次の要件のすべてに該当する企業を「障がい者雇用推進企業」として認証するものとする。

(1) 障がい者雇用の促進

福島市障がい者雇用推進企業認証申請チェックシート（様式第2号。以下認証申請チェックシートという。）2企業における取り組み状況（1）障がい者雇用の促進に掲げる項目のいずれかに該当すること。

(2) 障がい者雇用の安定

認証申請チェックシート2企業における取り組み状況（2）障がい者雇用の安定に掲げる項目に該当すること。

(3) 障がい者への理解

認証申請チェックシート2企業における取り組み状況（3）障がい者への理解に掲げる項目のうち1項目以上該当すること。

(4) 障がい者を雇用するための取り組み

認証申請チェックシート2企業における取り組み状況(4) 障がい者を雇用するための取り組みに掲げる項目のうち1項目以上該当すること。

(申請手続)

第5条 前条に該当し、認証を受けようとする企業は、福島市障がい者雇用推進企業認証申請書(様式第1号。以下「認証申請書」という。)及び福島市障がい者雇用推進企業認証申請チェックシート(様式第2号)に該当企業が前項に認証基準を満たしていると証明される資料を市長が定める期間内に申請するものとする。

(確認調査)

第6条 市長は、審査にあたり必要と認められる場合には、前条の規定により認証申請書を提出した企業(次条において「認証申請者」という。)に対して聞き取り調査又は現地調査を実施することができる。

(認証審査等)

第7条 市長は、認証申請書を受理したときは、審査を行い、認証の可否を決定し、その結果を認証申請者に通知する。

(認証の交付等)

第8条 市長は、毎年一回、障がい者雇用推進企業の認証を行う。

2 市長は、認証された企業に対し、「福島市障がい者雇用推進企業認証書」(以下「認証書」という)および認証プレートを交付する。

(認証企業への支援)

第9条 市長は、次の各号に掲げる事項により、認証企業への支援に努める。

- (1) 認証企業の名称や取り組み内容等を、本市の広報誌、ホームページ等に掲載し、広く周知を図ること。
- (2) 認証企業に対し、認証マークを付与するとともに、当該認証マークを発行する印刷物等に表示することを認めること。
- (3) 認証企業に対し、公共職業安定所への求人票に認証企業であることを明記することを認めること。
- (4) 認証企業に対し、本市又は関係機関が実施する事業所又は職員向けのセミナー、研修会、制度等に係る各種関係資料及び情報の提供を行なうこと。
- (5) 福島市競争入札参加資格審査の格付け等の審査時に、工事等に係る主観点の付与対象とする。

(取組状況の報告)

第10条 認証企業は、2年度毎に取組状況報告書(様式第3号)により、6月1日現在における取り組み状況を8月末日までに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の取組状況報告書のほか、福島市障がい者雇用推進企業認証取り組み状況

報告チェックシート（様式第4号。以下、「取り組み状況報告チェックシート」という。）
及び確認に参考となる資料の提出を求めることができる。

3 市長は、必要に応じ、聞き取り調査又は現地調査を実施することができる。

（ゴールド認証基準）

第11条 市長は、次の要件のすべてに該当する企業を「障がい者雇用推進ゴールド企業」として認証するものとする。

（1）障がい者雇用の促進

取り組み状況報告チェックシート企業における取り組み状況（1）障がい者雇用の促進に掲げる項目のいずれかに該当すること。

（2）障がい者雇用の安定

取り組み状況報告チェックシート企業における取り組み状況（2）障がい者雇用の安定に掲げる項目に該当し、かつ5年以上雇用が継続する障がい者がいること。

（3）障がい者への理解

取り組み状況報告チェックシート企業における取り組み状況（3）障がい者への理解に掲げる項目のすべてに該当すること。

（4）障がい者を雇用するための取り組み

取り組み状況報告チェックシート企業における取り組み状況（4）障がい者を雇用するための取り組みに掲げる項目のうち2項目以上該当すること。

（5）取り組みの継続

認証企業となってから5年度目以上であること。

（ゴールド認証プレートの贈呈等）

第12条 市長は、ゴールド認証された企業に対し、ゴールド認証プレートを贈呈する。

2 ゴールド認証プレート贈呈企業は、ゴールド認証基準を満たさなくなったときは、速やかにゴールド認証プレートを返還するものとする。

（変更の届出）

第13条 認証企業は、次の各号に掲げる場合には、速やかに障がい者雇用推進企業変更届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

（1）企業名

（2）代表者職氏名

（3）所在地

（4）その他重要な事項

（認証の辞退）

第14条 認証企業は、認証要件を満たさなくなったとき、又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに福島市障がい者雇用推進企業認証辞退届出書（様式第6号）により、認証書を添付して市長に届け出なければならない。

（認証の取消）

第15条 市長は、次に掲げる場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証企業が虚偽その他不正な手段により認証を受けた場合。
- (2) 認証企業が法令又はこの要綱の規定に違反した場合。
- (3) 認証企業が第4条に規定する取り組みを行わないことが明らかになった場合。
- (4) 認証企業がその他市長が認証を継続することが適当でないと認めた場合。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消すときは、その理由を示して認証企業に通知するものとする。

3 認証の取消を受けたときは、認証企業は速やかに認証書を市長に返納しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。
- 2 令和7年3月31日時点の認証企業に係る認証は、令和9年3月31日まで有効とする。この場合において、当該認証の辞退又は取消しについては、なお従前の例による。